※一般高圧ガス保安規則用

別記１（販売に係る基準）

（該当するものの□にチェック（✓）を記載）

**高圧ガス保安法第20条の６第１項の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項**

**【一般高圧ガス保安規則第40条の基準に対応する事項】**

□　高圧ガスの引渡先の保安状況を明記した台帳（別紙）を備えます。（１号）

□　充填容器等の引渡しは、容器の外面に使用上支障のある腐食、割れ、すじ、しわ等がなく、かつ、当該ガスが漏えいしていないものをもって行います。（２号）

□　圧縮天然ガスの充填容器等の引渡しは、高圧ガス保安法第48条第１項第５号の経済産業省令で定める期間を６月以上経過していないもので行い、かつ、その旨を明示して行います。（３号）

□　圧縮天然ガスを燃料の用に供する一般消費者に販売するときは、その販売に係る消費設備について以下の基準に適合していることを確認した後に行います。(４号）

イ　充填容器等を置く位置は、火気から２ｍ以上の距離が確保されており、かつ、屋外に置くこと。

ロ　充填容器等には、湿気、水滴等による腐食を防止する措置が講じてあること。

ハ　充填容器等を常に40度以下に保つこと。

ニ　充填容器等には、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置が講ずること。

ホ　充填容器等と閉止弁との間には、高圧側の耐圧性能及び気密性能並びに調整圧力及び閉そく圧力が省令に規定された基準に適合する調整器を設けること。

ヘ　配管には、充填容器等と調整器との間の部分にあっては、省令に規定された基準に適合する管を使用すること。

ト　硬質管以外の管と硬質管又は調整器とを接続するときは、その部分をホースバンドで締め付けること。

チ　調整器と閉止弁との間の配管は、設置工事終了後に気密試験を行い、これに合格していること。

□　圧縮天然ガスを一般消費者に販売するので、配管の気密試験のための設備を備えます。（５号）